

費等個々の闘争については、争議部において批判されてゐるとほりであつて、二、三の支部では大衆行動によつて、不十分ながらもその成果を収めることができたのであるが然し、小作米減免土地引上反對闘争を、ただそれだけの闘争として終らせた缺陷がある

二、借用組合、高利貸、肥料商人等からの借金、税金の強制取立がメキメキと増へ、不平があるにもかかわらず大衆的に取りあげて闘かはれるにいたつてゐない

三、宣傳煽動の不充分、税金の強制取立と言ふやうな問題があつたら、一人の問題でもスグニ取り上げて一般大衆に宣傳煽動することによつて、大衆の不平を昂め大衆を闘争に立たせるキツカケが出来るのである。コレハ組合支部に於ける小作米コキリ、土地引上反對闘争の場合にあ

つても解決の結果、闘争の方法を直ちに、ヒラ傳單を以つて小作人大衆に知らせるやうにすべきであるが一、二の支部をのぞいて全然行なはれてゐない。

四、地主が調停を持ち出せば調停に應じ、裁判を申請すれば裁判に従つてゆくイワユル法廷主義の悪い傾向が、強くなるのであるが地主が調停を願ひ、また裁判に訴へたらそうした場所こそ吾々の大衆闘争のモットモ良場所として闘かひ地主特に地主側の辯護士と馴れ合ふようなことなく闘として屈服させねばならない。

五、大衆闘争の回避地主の土地引上、小作米コキリ借金の問題が組合員間に起つたり、未組織の小作人からそれれを頼まれたりすると事件闘争の方法で解決するやうなことがあるかのやうであるがコウシタ場合には出来る限り大